



大阪教育合同労働組合

執行委員長 X 1 様

学校法人樟蔭学園

理事長 Y 1 ⑩

当法人が、貴組合所属のX 2氏担当の平成23年度授業コマ数に関し、貴組合からの平成22年12月14日の団体交渉申入れに応じず、その後開催された平成23年4月5日の団体交渉において、同氏担当の平成23年度授業コマ数の減少について適切な資料に基づいて具体的に十分説明しなかったことは、中央労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。

今後、このような行為を繰り返さないように留意します。

2 その余の再審査申立てを棄却する。

## 理 由

### 第1 事案の概要等

#### 1 事案の概要

再審査申立人学校法人樟蔭学園（以下「学園」という。）と再審査被申立人大阪教育合同労働組合（以下「組合」という。）、申立外ゼネラルユニオン（以下「ゼネラルユニオン」という。）及び申立外全国労働組合連絡協議会大阪府協議会（以下「大阪全労協」という。）とは、平成17年11月30日（以下「平成」の元号を省略する。）に組合員の労働条件の変更に関する協定（以下「17年協定」という。）を、また、学園と組合とは、21年9月10日に和解協定（以下「21年協定」という。17年協定と合わせて、以下「両協定」という。）を締結していたが、本件は、学園の以下の行為が労働組合法（以下「労組法」という。）第7条所定の

不当労働行為に当たるとして、組合が23年6月16日に大阪府労働委員会（以下「大阪府労委」という。）に対して、救済を申し立てた事件である。

- (1) 学園が、非常勤講師である組合員X2（以下「X2組合員」という。）担当の23年度授業コマ数（以下「23年度コマ数」という。）を減少させたこと（労組法第7条第1号該当）。
- (2) 学園が、団体交渉（以下「団交」という。）又は両協定に基づく協議を経ずにX2組合員担当の23年度コマ数を減少させ、その後に開催された23年4月5日の団交（以下「本件団交」という。）において、23年度コマ数の減少の撤回に応じられないとしたこと（労組法第7条第2号及び第3号該当）。

## 2 本件において請求する救済内容の要旨

- (1) X2組合員担当の23年度コマ数を22年度と同じにすること
- (2) 誠実団交応諾
- (3) 両協定の遵守及び履行
- (4) 謝罪文の掲示

## 3 初審命令及び本件再審査申立て

- (1) 大阪府労委は、24年7月20日付けで、上記1の(2)に係る事実が労組法第7条第2号及び第3号にそれぞれ該当する不当労働行為に当たると判断し、学園に対し文書手交を命じ、上記1の(1)に係る申立てを棄却することを決定し、24年7月24日、命令書（以下「初審命令」という。）を交付した。
- (2) 学園は、24年8月7日、上記初審命令を不服として、初審命令の取消し及び本件救済申立てのうち上記1の(2)に係る棄却を求めて、当委員会に再審査を申し立てた。

なお、組合は、再審査を申し立てていない。

#### 4 本件の争点

- (1) 学園が、団交を経ずにX2組合員担当の23年度コマ数を減少させ、その後開催された本件団交において、23年度コマ数の減少の撤回に応じられないとしたことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか（争点①）。
- (2) 学園が、X2組合員担当の23年度コマ数について、両協定に基づく組合との協議を経ずに減少させたことは、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか（争点②）。

### 第2 当事者の主張要旨

#### 1 争点①について

##### (1) 学園の主張

学園の対応は、以下の理由から、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たらない。

ア 両協定において、協議に先立つ通知は、「翌年度の労働条件について変更しなければならない事情（コマ数の削減、授業時間帯の変更等）が生じたとき」にすべきものとして合意されており、23年度コマ数の減少が未確定の段階において通知等をすべき義務が学園にないことは明らかである。

初審命令は、22年12月14日及び23年2月1日の団交申入れに対する学園の対応が「早期に団交を開催しようとする姿勢を欠いたものである」として不誠実団交に当たる旨判断しているが、学園は、22年12月22日に学園の総務部長がY2教授を通じて、X2組合員は23年度コマ数の減少に不服を持っていないとの情報を得ていること、また、両協定によれば、23年度コマ数の削減等の事情が生じた後、組合員及び組合に通知をし、異議があれば組合と協議を行うと

いうプロセスで足りる旨合意されていることから、学園が組合からの団交申入れに対して23年度コマ数は未確定である旨返答したことは、上記合意の内容に沿ったものである。

イ 学園は、組合からの23年2月1日の団交申入れを一旦保留にしたが、23年2月14日に団交に応じる旨の回答をしており、これに対し、組合が要求した団交の候補日は23年3月30日又は31日というもので、学園が団交を不当に遅延させたということはない。また、学園にとって年度末は繁忙期であり、23年3月30日又は31日の団交の開催が困難である旨の学園の回答に不備はない。

ウ 本件団交にはX2組合員自身は出席しておらず、X2組合員の団交への出席が不可欠でなかったことは明らかである。たとえ、X2組合員が米国に帰国していたとしても、国際電話やメールを使用してX2組合員の意思確認をすること等は可能であるから、組合は、23年2月ないし3月の前半頃までに団交を開催することは十分に可能であった。本件団交の開催が23年4月5日にまでずれ込んだのは、むしろ組合ないしX2組合員の事情に基づくものである。

エ 組合は、本件団交において、X2組合員担当の23年度コマ数を減少させる一方で、新規に講師を採用したこと、学園が23年度コマ数の減少の撤回に応じなかったことなどを挙げて、学園の対応が労組法第7条第2号の不当労働行為に当たる旨主張するが、学園のこれらの行為は、不誠実な団交には該当しない。

## (2) 組合の主張

学園の対応は、以下の理由から、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たる。

ア 組合は、X2組合員担当の23年度コマ数が減少される予定であるとのY2教授からのメールを受け取ったことを契機に、23年度コマ

数を減少されないようにするため、学園に対し、22年12月14日に団交を申し入れた。しかし、学園は、23年度コマ数は減少する予定だが、確定していないので、確定すれば組合及びX2組合員に通知する予定であるとのみ返答し、団交の開催については回答しなかった。

その後、23年1月31日に学園は組合に対し、X2組合員担当の23年度コマ数の減少を通知したが、その際にも、学園は組合からの団交申入れに対する回答をせず、組合が再度、23年2月1日に団交を申し入れたところ、団交の開催を保留する旨回答した。なお、X2組合員が23年度コマ数の減少に不服がないと発言した事実はない。

イ 学園が団交に応じる旨回答した後、組合は、23年3月30日又は31日の団交の開催を希望したが、その理由は、学園による団交の保留が続いたため、X2組合員が一時的に米国に帰国してしまったこと及び22年度末までに団交を通じて23年度コマ数について解決しなければならなかったからである。

ウ 学園は、組合からの団交申入れを拒否する一方で、その間に、非組合員のコマ数及び授業曜日を確定させ、講師を新規に採用した。その上で、23年度になってから開催した本件団交において、学園にはカリキュラム編成権があるので、X2組合員担当の23年度コマ数を減少させても問題はなく、既に開始した新年度の授業を変更することはできないなどと回答して、本件団交を意味のないものとした。このような学園の行為は、労働条件についての団交を否定するものであって、誠実団交応諾義務に反するものである。

## 2 争点②について

### (1) 学園の主張

学園の対応は、以下の理由から、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たらない。

- ア 21年協定においては、「翌年度の労働条件について変更しなければならない事情（コマ数の削減、授業時間帯の変更等）が生じたとき」に、学園がX2組合員及び組合に通知すべき旨が合意されているが、「翌年度の労働条件について変更しなければならない事情」の例示として「コマ数の削減」が記載されていることから、23年度コマ数の減少が未確定ないし浮動的である場合には、学園には未だ通知義務がない。
- イ 実質的に考えても、大学におけるカリキュラムは、様々な事情を十分に検討、考慮しなければ決めることができないところ、そのカリキュラムが未定で23年度コマ数が減少されることが未確定の段階において団交を行ったとしても仮定の議論をするに過ぎず、実効的な団交ができるはずもない。この点、X2組合員も、他の大学においては3月頃にならなければ授業時間帯等の変更が通知されない旨述べており、大学においてカリキュラムを確定させることは容易な作業ではない。
- ウ 仮に、通知時期を「コマ数の削減の可能性が生じた時点」ないし「コマ数削減の原因たる事情が生じた時点」とすると、少子化を背景とする募集人数の削減や学部等の統廃合などの事情によってコマ数を減少せざるを得ないような場合においては、「コマ数の削減の可能性が生じた時点」ないし「コマ数削減の原因たる事情が生じた時点」とは、1年以上前の時点になってしまい、通知時期として不合理かつ非現実的なものになってしまう。特に、1年間の有期雇用であるX2組合員に対する通知時期としては、より一層、不合理かつ非現実的である。したがって、「翌年度の労働条件について変更しなければならない事情（コマ数の削減、授業時間帯の変更等）が生じたとき」とは、コマ数の減少がカリキュラム上、一応、確定した時点と解釈するほかなく、学園には、コマ数の減少が未確定の段階において通知等をすべき義務

はない。

エ 仮に、両協定の解釈について学園に過誤があったとしても、組合に対する支配介入の問題とは別次元の問題である。少なくとも本件において、学園は合意した事項を殊更に見做すなどの行為をしたわけではなく、組合の弱体化などとは無関係であるから、両協定に反しているとの結論を支配介入と安易に直結させている初審命令の判断は失当である。

(2) 組合の主張

学園の対応は、以下の理由から、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たる。

ア 学園は、X2組合員担当のコマ数の減少が未確定の段階において通知等をすべき義務はない旨主張するが、「コマ数の削減、授業時間帯の変更等」とは、「労働条件の変更」にほかならず、この「労働条件の変更の事情が生じた」ときは、学園は通知義務を負うことになる。

「事情が生じた」とは、状況が生まれたことであり、確定したことでない。そして、X2組合員担当の23年度コマ数の減少に影響を与える関屋キャンパスにおける大学の心理学部及び児童学部の1回生に配当する教養英語（以下「本件科目」という。）の金曜日の授業が廃止されることは、22年9月16日の教授会で決定された。

したがって、X2組合員担当の23年度の労働条件について変更しなければならない事情（コマ数の削減、授業時間帯の変更等）が生じたときとは、22年9月16日にほかならず、このときに、学園は、本人及び組合に通知する義務があった。

イ 学園は、17年協定が締結された後で、雇止めあるいはコマ数の減少の事前通知は1月末までにするように努力することが合意されているとして、18年度の労働契約書（乙第19号証の1）を示すが、組

合は、18年度の労働契約の内容は17年度における団交の経緯を踏まえていないとして、19年度の労働契約及びそのスケジュールを18年11月30日までに確定することを求めて、団交を申し入れた。その結果、19年度の労働契約の内容から「コマ数削減の事前通知は1月末までにするように努力する」旨の条項は抹消された。

ウ 学園は、両協定に反しているとの結論を支配介入と安易に直結させている初審命令の判断は失当である旨主張するが、学園の主観的意思がどのようなものであれ、両協定を遵守履行しないことは、労働協約の不履行となり、「組合員の組合への信頼を傷つけることなどにより組合の弱体化を招き得る」のだから、支配介入の不当労働行為に当たる。

### 第3 当委員会の認定した事実

#### 1 当事者等

##### (1) 学園

学園は、大正6年に設立された学校法人で、肩書地に法人本部を置き、大阪樟蔭女子大学（以下「大学」という。）、大阪樟蔭女子大学短期大学部（以下「短大」という。）、樟蔭高等学校、樟蔭中学校、大学附属幼稚園を設置している。学園は、大阪府東大阪市に小阪キャンパス、奈良県香芝市に関屋キャンパスを有している。

なお、27年4月に、現在の関屋キャンパスにある大学の組織・機能の全てを小阪キャンパスへ統合し、併せて、学部学科の再編計画を進めることが予定されており、統合・再編に向けて、年次進行とともに本件科目の必要単位数が段階的に減少することが見込まれている。

学園全体の教職員は、非常勤を含め約850名である。

**【審査の全趣旨】**

(2) 組合

組合は、主として教育に係る労働者が、勤務先に関係なく個人的に加入できる、いわゆる合同労働組合であり、肩書地に事務所を置いている。

組合は、大阪全労協の下部団体であり、本件初審審問終結時、組合員は約310名である。

17年に結成された樟蔭支部の組合員は、当初5名であった。

(3) X2組合員

X2組合員は、昭和61年度から2年間、小阪キャンパスで、8年度以後、関屋キャンパスで勤務した。

17年度以降、X2組合員担当の1週当たりのコマ数（コマ数を数値で表記する場合、1週当たりのコマ数とする。）は、下表のとおり推移している。

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25
コマ数	6	6	6	6	5	5	3	2	2

(4) Y2教授

Y2教授は、大学児童学部教授であり、22年当時、X2組合員ら外国人講師の取りまとめの役割を事実上担当していた。

2 17年協定締結までの事実経過等

(1) 昭和61年春から昭和63年春まで、X2組合員は、小阪キャンパスで勤務した。

(2) 8年春、X2組合員は、関屋キャンパスで教員として働いている知人から関屋キャンパスで新しく教員を募集していることを紹介され、以降4年間、短大において土曜日に教員として勤務した。

(3) 9年10月15日、X2組合員は、組合に加入届を提出した。

- (4) 12年、X2組合員は、関屋キャンパスにおいて月曜日及び金曜日の合計6コマを教え始めた。
- (5) 17年7月11日、組合の樟蔭支部が結成された。
- (6) 17年8月20日、組合、ゼネラルユニオン及び両組合の上部団体である大阪全労協は三者連名で学園に対し、①非常勤講師である組合員のコマ数を減らさないこと、②組合員の労働条件の変更については、事前に組合と協議し、組合の同意を得てから実施すること、③労組法等労働諸法を遵守することを要求事項とする団交を申し入れた。
- (7) 17年9月30日、学園、組合及びゼネラルユニオンとの間で、団交が開催された。

学園は、外国人の非常勤講師の18年度の契約更新について、18年度のカリキュラムはまだ決まっていないと思う、カリキュラムの枠が決まってから外国人の非常勤講師の全コマ数が出てくるので、それまでコマ数は決まらない旨回答した。

- (8) 17年11月14日、学園、組合及びゼネラルユニオンとの間で、団交が開催された。

学園は、上記(6)の①について、18年度の学生数が確定しないとコマ数が算出できないこと、受験者数が15パーセント減少している状況の中、英語クラスのコマ数を現状維持するという保障は難しいこと、18年度の学生数は11月末日途に出すことができること等について組合の理解を求めた上で、現時点ではコマ数を減らしないと断言できない旨、上記(6)の②について、持ち帰って実際に時間割を組んでいる作業部署と相談して返答する旨、それぞれ回答した。

なお、上記(6)の③については、議論するまでもなく、相互確認で終わった。

- (9) 17年11月25日、学園は、上記(6)の②について、上記(8)の団交

を受け、組合に対して、理事会として「組合員の翌年度の労働条件について、変更しなければならない事情（コマ数の削減や授業時間帯の変更）が生じたときは、大学から当該講師に対して、変更の通知を行なうと共に、当該講師所属組合支部長へも速やかに通知することとする。」を提案し、18年度の契約については当該提案について合意ができた後に提示する旨回答した。

- (10) 17年11月30日、学園、組合、ゼネラルユニオン及び大阪全労協は、四者連名による「17年協定」を締結した。当該協定には、以下の記載がある。

「学園は、組合員の翌年度の労働条件について、変更しなければならない事情（コマ数の削減や授業時間帯の変更）が生じたときは、大学から当該講師に対して、変更の通知を行なうと共に、当該講師所属組合支部長へも速やかに通知し、当該講師が通知に異議がある場合は組合と協議を行うこととする。」

この17年協定は、組合員の翌年度の労働条件に関するものである。

### 3 21年協定締結までの事実経過等

- (1) 18年9月11日、組合、ゼネラルユニオン及び大阪全労協は、三者連名により学園に対して「団体交渉申入書」を送付した。

この「団体交渉申入書」には、要求事項として、①19年度の労働契約及びそのスケジュールを18年11月30日までに確定すること、②組合員に警告文を出す場合、大学は問題解決のために事前に組合支部長と相談すること、③組合との労働協約が適用される非常勤講師に労働基準法に基づく年次有給休暇を保障すること、④18年度労働契約書の「5. 服務 指示監督」事項は19年度契約書から除外すること、⑤人間社会学科の募集停止によって影響を受ける組合員を、コマ数削減等を伴わずに小阪キャンパスで新設される学科に異動させることが記載

されていた。

- (2) 18年10月3日、団交が開催された。
- (3) 18年11月17日、団交が開催された。学園から、X2組合員担当の19年度のコマ数が18年度に比べ2コマ減って4コマになる旨提案があった。
- (4) 19年2月16日、団交が開催された。退職する組合員が受け持っていたコマ数をX2組合員に割り当てることにより、X2組合員担当の19年度のコマ数の減少を撤回することで両者が合意した。
- (5) 20年4月以降、樟蔭支部の組合員は、X2組合員1名となった。
- (6) 20年11月、X2組合員担当の21年度のコマ数が20年度に比べ1コマ減って5コマになる予定との連絡メモがX2組合員のレターケースに入れられた。
- (7) 21年3月3日、組合は、学園に対し、X2組合員担当の21年度のコマ数についてFAXで問い合わせた。
- (8) 21年3月9日、X2組合員担当の21年度のコマ数を5コマとする通知が、X2組合員及び組合に届けられた。
- (9) 21年4月、X2組合員担当の21年度のコマ数は、20年度に比べ1コマ減って5コマとなった。
- (10) 21年6月10日、組合は、学園が組合との協議を行うことなく、X2組合員担当の21年度のコマ数を減少させ、授業の時間帯を変更したことが不当労働行為に当たるとして、大阪府労委に対し、不当労働行為の救済を申し立てた。
- (11) 21年9月10日、上記(10)の事件は、大阪府労委の関与により和解により終結したが、その際、学園と組合との間で締結された和解協定書(21年協定)には、学園は、17年協定を遵守し、X2組合員の翌年度の労働条件について変更しなければならない事情(コマ数の削減、授

業時間帯の変更等)が生じたときは、X2組合員個人に対して変更の通知を行うとともに、組合にも速やかに通知し、X2組合員が変更内容に異議がある場合は、組合と協議を行う旨記載されていた。

この21年協定は、X2組合員個人の翌年度の労働条件に関する内容を含むものである。

#### 4 本件団交までの事実経過等

- (1) 22年4月1日、学園とX2組合員とは、関屋キャンパスにおける大学の非常勤講師として、同日から23年3月28日までを契約期間とする「労働契約」を締結した。
- (2) 22年9月2日、学園内の教務委員会は、23年度から本件科目の必要単位数を減らすこと等を内容とする「平成23年度学則(カリキュラム)改正について」を取りまとめた。
- (3) 22年9月16日、「平成22年度心理学部・児童学部春期(9月)卒業判定教授会」が14時05分から15時10分まで開催され、その中で上記(2)のカリキュラム改正に基づき、23年度から本件科目の必要単位数を減らすことが承認された。
- (4) 22年9月16日、Y2教授は、本件科目に関する英会話A/Bクラス(以下「英会話A/Bクラス」という。)を22年度に担当していたX2組合員を含む外国人の非常勤講師に対し、メールを18時01分に送信した。このメールには、①学園の方針が変更され、23年度は、英会話A/Bクラスは週1回、月曜日に開講される旨、②学園から正式な説明が送付されると思うが、それまでの間に質問があれば、Y2教授に尋ねてほしい旨記載されていた。

当該メールが送信された後、X2組合員とY2教授は、X2組合員担当の23年度コマ数の減少について話をした。

- (5) 22年10月17日、X2組合員は、組合に対し、上記(4)のメール

を添付した上で、23年度において金曜日の授業がなくなり、月曜日に2コマ又は3コマを教えることになりそうである旨記載したメールを送信した。

組合は、X2組合員に、学園からの正式な通知を待つて、団交を申し入れる旨返答した。

- (6) 22年10月中旬、大学から各非常勤講師に対し、23年度の出講希望調査が実施された。

22年11月中旬、各非常勤講師から大学に対し、上記調査の回答が提出され、Y2教授がこれらの回答を取りまとめたが、X2組合員の欄には、関屋キャンパスの月曜日1～3時限を希望する旨記載があった。

なお、Y2教授は、X2組合員が木曜日の授業担当を希望しておらず、月曜日の3コマを希望していたと認識していた。

- (7) 22年12月14日、組合は学園に対し、「質問及び団体交渉申入書」を送付した。

この「質問及び団体交渉申入書」には、X2組合員担当の23年度コマ数の減少は事実であるかどうかの確認を求めるとともに、減少されることが事実であれば不服があるため、①X2組合員担当の23年度コマ数を22年度と同等以上とすること、②17年協定を遵守することを要求事項として団交を申し入れる旨記載されていた。

- (8) 22年12月25日、学園は組合に対し、上記(7)に対する「回答書」を送付した。

この「回答書」には、学園は、23年度の授業開講数や単位数等の見直しを進めており、X2組合員が担当する英会話等の授業についても開講数が減少される予定であるが、講師各人のコマ数は未だ確定しておらず、確定した際には、組合及びX2組合員に通知する予定である旨記載されていた。

なお、本回答書に、上記(7)の組合の団交申入れに関する記載はなかった。

- (9) 23年1月31日、学園は、X2組合員に、本件科目の単位数を2単位から1単位に改正したため、X2組合員担当の23年度コマ数が22年度に比べ2コマ減って3コマになる旨通知した。

同日、学園は組合に対し、「通知書」を送付した。

この「通知書」には、X2組合員に対して23年度コマ数について通知したので、組合に対しても通知するとして、本件科目の単位数を2単位から1単位に改正したため、X2組合員担当の23年度コマ数が22年度に比べ2コマ減って3コマになる旨記載されていたが、他の外国人の講師についても同様である旨付記されていた。

なお、本通知書に、上記(7)の組合の団交申入れに関する記載はなかった。

- (10) 23年2月1日、組合は、上記(9)の通知に対し、学園に「団体交渉再申入書」を送付した。

この「団体交渉再申入書」には、組合との協議を経ることなく、組合員のコマ数を減少させることは、両協定の趣旨に反することから、上記(7)の①及び②の要求事項について23年2月7日に団交を再度求める旨記載されていた。

- (11) 23年2月4日、学園は、上記(10)の申入れに対し、組合に「回答書」を送付した。

この「回答書」には、両協定は、組合員の労働条件について変更しなければならない事情が生じたとき、当該組合員に対して変更の通知を行い、併せて組合にも通知し、組合員がこれに異議がある場合には組合と協議するという内容であるところ、今回は、学園が両協定に基づき通知を行っており、協定に反するものではなく、また、X2組合員本人から

異議の申入れがない現時点では、団交の開催を保留する旨記載されていた。

- (12) 23年2月7日、組合は、上記(11)の回答に対し、学園に「抗議及び団体交渉再々申入書」を送付した。

この「抗議及び団体交渉再々申入書」には、団交の開催を保留する理由として、X2組合員から23年度コマ数の減少について不服が出されていないとされていることに関し、22年12月14日にX2組合員の意思を代弁してX2組合員担当の23年度コマ数の減少に不服があることを明記して団交を申し入れていること、23年2月1日に団交の開催を再度申し入れていることから、学園が団交を保留する理由は成り立たない旨記載されていた。

- (13) 23年2月14日、学園は、上記(12)の団交申入れに対し、組合に「回答書」を送付した。

この「回答書」には、講師に対する通知等の手続について瑕疵はなかったと考えているが、上記(9)の通知に対し、X2組合員から不服があるとして組合を通じて団交を要求されていることから、団交を行う用意があること、学園の出席者を調整するため複数の候補日を通知するよう求める旨記載されていた。

- (14) 23年2月16日、組合は、上記(13)の回答に対し、学園に「団体交渉日時について」と題する文書を送付した。

この「団体交渉日時について」には、上記(13)の回答を全面的に承服するものではないが、学園による団交開催の保留が続き、X2組合員が帰国せざるを得なくなったため、23年3月30日又は31日の団交を希望する旨記載されていた。

- (15) 23年2月中旬から3月下旬まで、X2組合員は米国に帰国した。

- (16) 23年3月1日、学園は、上記(14)の申入れに対し、「回答書」を組

合に送付した。

この「回答書」には、23年3月30日又は31日の団交開催について、その調整に鋭意努力したが、学年度末の繁忙期のため困難であるとして、改めて複数の候補日を通知するよう求める旨記載されていた。

- (17) 23年3月30日、組合は、上記(16)の回答に対し、「団体交渉日時についてーその2」と題する文書を学園に送付した。

この「団体交渉日時についてーその2」には、団交事項が23年度コマ数に関することから、22年度内に団交を開催する必要があるにもかかわらず、学園が22年度内の団交を拒否することに納得がいかないこと、団交によっては23年度コマ数の減少が撤回されることを条件に23年4月5日開催の団交を申し入れる旨記載されていた。

- (18) 23年4月以降、X2組合員担当の23年度コマ数は、22年度に比べ2コマ減って3コマとなった。

- (19) 23年4月4日、学園は、上記(17)の申入れに対し、「団体交渉日時について」と題する文書を組合に送付した。

この「団体交渉日時について」には、23年4月5日開催の団交にこだわるものの、当該団交はコマ数の減少自体について協議、交渉を行うものであり、初めから撤回を条件（前提）とした交渉はあり得ない旨記載されていた。

- (20) 23年4月5日、組合と学園との間で、本件団交が開催された。その概要は、以下のとおりである。

なお、X2組合員は、本件団交に出席していない。

ア 組合は、上記(7)の団交申入れの段階で団交が開催されていれば、23年度コマ数について十分に協議ができたところ、年度が変わってから団交をせざるを得ないという状況であり、団交の結果によってはコマ数が元に戻ることが組合側の条件であるとの前提で本題に入る旨発

言した後、23年度コマ数が減少される理由を尋ねた。

イ 学園は、上記(9)の「通知書」で通知したとおり、本件科目を2単位から1単位に改正したため、X2組合員担当の23年度コマ数が22年度に比べ2コマ減って3コマになる旨回答した。

ウ 組合は、X2組合員は、本件科目以外の科目も担当できるはずと主張し、外国人講師担当のコマ数の増減を明らかにするよう求めたところ、学園は、①X2組合員が2コマ減であるほか、X2組合員以外で4名のコマ数が減少しており、それぞれ1コマ減、3.5コマ減、1.5コマ減及び2コマ減である、②増加した人が1名で、0.5コマ増である、③2名の新規採用があり、23年度はそれぞれ2コマを担当する、④2名の退職者があり、22年度は、それぞれ2コマ及び5コマを担当していた、⑤他の講師はコマ数の増減はない旨回答した。組合は、外国人の講師が担当していた金曜日の授業は全てなくなったか否かを確認したところ、学園は全てなくなった旨回答した。

エ 組合は、具体的な数値を示してもらったものの、問題があると考え旨主張し、新規採用を行わず、コマ数の割振りができたのではないかと尋ねたところ、学園は、退職した外国人講師は月曜日担当であった旨回答した。

組合が退職した2名がいずれも月曜日担当であったか否かを確認したところ、学園は、1名が月曜日担当、他の1名が木曜日担当であった旨回答した。組合が、新規採用の2名はいずれも月曜日担当であるのかと尋ねたところ、学園は、月曜日と木曜日で、退職した講師の後を受け持つことになる旨回答した。

組合は、外国人講師担当の授業の曜日の確認を求めたところ、学園は、従前は、月曜日、木曜日及び金曜日であったが、23年度においては月曜日及び木曜日になる旨回答した。

オ 組合は、X2組合員担当の23年度コマ数を減少させるならば、退職者の担当分を回すなどして、解決するのが望ましいと考えており、そのために23年度コマ数の減少について不服がある場合は協議し、団交するものである旨発言した上で、①新規に2名を採用したことは納得できない、②月曜日に更にX2組合員に授業を担当させることはできないとしても、木曜日については可能だったのではないかと述べた。

学園は、期限付きの契約で、前年度のコマ数を常に保障しなければならないのかと発言したところ、組合は、保障しなければならないということではないが、組合員のコマ数が減らされて、非組合員が新規採用されたり、非組合員担当のコマ数が維持されていたら、組合員差別という論理になる旨回答した。

カ 学園は、カリキュラム編成は学園に裁量があることを前提に議論をお願いしたい旨述べたところ、組合は、使用者に仕事の配置を行う権限があることは分かるが、公平に扱うというのは別の問題である旨述べた。

キ 学園は、学園が基本的にカリキュラムの編成権を持っており、カリキュラム編成の問題として本件科目の金曜日の授業を廃止し、これを理由に23年度コマ数が減少したものであって、教員を公平に扱っている旨述べたところ、組合は、カリキュラムの編成には人の問題がついて回るものであって、月曜日のことは置くとしても、木曜日はX2組合員も担当できたのではないかと、再度指摘し、その点については協議されておらず、協議をしないまま新規採用をしていることは、公正・公平な扱いとは言えない旨述べた。

また、組合は木曜日を担当する人を新規採用することになった理由を尋ねたところ、学園は、今後、授業を担当できる者として採用した

旨回答した。これに対し、組合が、X2組合員に担当させることができなかつたのか尋ねたところ、学園は、そういう義務があるのかと回答した。

ク 組合は、有期雇用の労働者が労働組合を作って、何年もかかって労使関係を築き、労働条件を維持してきた状況の下、今回のように労働条件の不利益変更がなされ、それが使用者の裁量でできるということになれば、労働組合としての値打ちがない旨主張したところ、学園は、それは立場としては分かる旨回答した。

ケ 学園は、X2組合員が木曜日の授業を担当できれば、木曜日に担当となる予定者を解雇して、X2組合員が担当することになるのかと尋ねたところ、組合は、解雇ではなくて、採用しないということである旨、さらに、23年1月か2月に団交をしていれば、その予定者に迷惑をかけることはなかつたが、今は4月である旨述べた。これに対し、学園は、団交が4月になったのは、組合側の都合である旨述べた。

コ 組合は、勝手に新しい人を採用してX2組合員担当の23年度コマ数を減らし、その協議をするための時期は逸しており、学園に瑕疵がないわけがなく、労働委員会に申し立てる旨述べた。

## 5 本件団交後の事実経過等

- (1) 23年6月16日、組合は、大阪府労委に本件救済申立てを行った。
- (2) 24年2月9日、X2組合員担当の24年度のコマ数を2コマとする通知がX2組合員及び組合に届けられた。
- (3) 24年4月以降、X2組合員担当のコマ数は、23年度に比べ1コマ減って2コマとなった。
- (4) 24年6月15日、組合は、X2組合員担当のコマ数について、24年度に更にコマ数を減少させる一方、非組合員である非常勤講師のコマ数を増やしたこと、及び両協定があるにもかかわらず、X2組合員担当

のコマ数の減少が変更できなくなった時点で通知した上、団交において協議する事項はない旨回答したことについて、労組法第7条の不当労働行為に当たるとして、大阪府労委に対し、新たに救済を申し立てた。

#### 第4 当委員会の判断

- 1 争点①（学園が、団交を経ずにX2組合員担当の23年度コマ数を減少させ、その後に開催された本件団交において、23年度コマ数の減少の撤回に応じられないとしたことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか）について

当委員会は、学園が、X2組合員担当の23年度コマ数について、組合からの平成22年12月14日の団交申入れに応じず、その後に開催された本件団交において、X2組合員担当の23年度コマ数の減少について適切な資料に基づいて具体的に十分説明しなかったことは、早期に団交を開催し、団交において誠意をもって組合に説明しようとする姿勢を欠いたものであると言わざるを得ないことから、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たると判断する。その理由は、以下のとおりである。

- (1) まず、本件団交に至るまでの視点から、検討する。

ア 17年協定が締結に至るまでの主な経緯をみると、次のことが認められる。

- (ア) 17年8月20日、組合らが学園に対し、①非常勤講師である組合員のコマ数を減らさないこと、②組合員の労働条件の変更について事前に組合と協議し、組合の同意を得てから実施することを求める団交を申し入れたこと（前記第3の2(6)）。

- (イ) 17年11月14日に団交が開催され、学園から、上記(ア)の①について、18年度の学生数が確定しないとコマ数が算出できないこと、受験者数が15パーセント減少している状況の中、英語クラス

のコマ数を現状維持するという保障は難しいこと、18年度の学生数は11月末日途に出すことができること等について組合の理解を求めた上で、現時点ではコマ数を減らさないと断言できない旨、上記(ア)の②について、持ち帰って実際に時間割を組んでいる作業部署と相談して返答する旨、それぞれ回答があったこと（前記第3の2(8)）。

(ウ) 17年11月25日、学園は、組合に対して、理事会として「組合員の翌年度の労働条件について、変更しなければならない事情（コマ数の削減や授業時間帯の変更）が生じたときは、大学から当該講師に対して、変更の通知を行なうと共に、当該講師所属組合支部長へも速やかに通知することとする。」を提案したこと（前記第3の2(9)）。

(エ) 17年11月30日、組合員の翌年度の労働条件に関する17年協定が締結されたこと（前記第3の2(10)）。

イ また、21年協定の締結に至るまでの主な経緯をみると、次のことが認められる。

(ア) 21年4月、X2組合員担当のコマ数が20年度に比べ1コマ減って5コマになったこと（前記第3の3(9)）。

(イ) 21年6月10日、組合は、学園が組合との協議を行うことなく、X2組合員担当の21年度のコマ数を減少させ、授業の時間帯を変更したことが不当労働行為に当たるとして、大阪府労委に対し、不当労働行為の救済を申し立てたこと（前記第3の3(10)）。

(ウ) 21年9月10日、上記(イ)の事件が大阪府労委の関与により和解により終結した際、X2組合員個人の翌年度の労働条件に関する内容を含む和解協定書、すなわち21年協定が締結されたこと（前記第3の3(11)）。

ウ 上記ア及びイのように、X2組合員のコマ数の減少については、翌年度の労働条件だけでなく生活設計にも影響を与えるおそれがあるため、本件以前から学園と組合らとの間で懸案となっていたこと、両協定において「翌年度の労働条件について変更しなければならない事情」の例示として「コマ数の削減」が記載されていること、両協定が締結された経緯やその趣旨に鑑みると、両協定に基づく協議としてでなければ一切団交がなし得ないものとは考えられず、学園は両協定に基づく通知がないこと等を理由として団交申入れを拒むことができるものではないと解されることからすれば、組合が、X2組合員担当の23年度コマ数が減少するおそれがあるとして団交を申し入れた場合には、学園は、正当な理由がない限り、その団交申入れに対し、早期に団交を開催し、誠実に対応すべきであったと考えられる。

エ(ア) 23年度コマ数に関し、22年9月16日の教授会において本件科目の必要単位数を減らすことが承認され（前記第3の4(3)）、これを受け、同日、Y2教授が、X2組合員を含む外国人の非常勤講師に対し、学園の方針が変更され、23年度において英会話A/Bクラスは金曜日の授業がなくなり、週1回月曜日に開講される旨及び学園から正式な説明が送付されるまでの間に質問があれば、Y2教授に尋ねてほしい旨のメールを送信していた（前記第3の4(4)）ことが認められる。

(イ) また、組合は、22年12月14日の団交申入れを通じて、X2組合員担当の23年度コマ数の減少の事実確認を求めるとともに、これが事実であるとすれば、不服があるとして団交を申し入れたことが認められ、組合がX2組合員の労働条件が不利益になる可能性もあるとして、団交を申し入れた（前記第3の4(7)）ものと考えられる。

(ウ) 一方、学園は、22年12月25日の回答書により、講師各人が担当する23年度コマ数は確定しておらず、確定の際には、組合及びX2組合員に通知する予定である旨回答した（前記第3の4(8)）こと、学園は組合に対して、23年1月31日に通知書を送付し、X2組合員担当の23年度コマ数が減少される旨通知した（前記第3の4(9)）ことが認められる。しかしながら、これらいずれの文書にも、団交の開催についての記載はなく、これら以外にも、この時期に、学園が組合に対し、団交の開催について何らかの連絡を取ろうとしたことを認めるに足る証拠はない。

(エ) さらに、組合が23年2月1日に再度団交を申し入れた（前記第3の4(10)）のに対し、23年2月4日、学園は、回答書により、X2組合員から異議の申入れがない現時点では、団交の開催は保留する旨回答したこと（前記第3の4(11)）が認められる。

学園は、22年12月22日に学園の総務部長がY2教授を通じて、X2組合員は23年度コマ数の減少に不服を持っていないとの情報を得ていた旨主張するほか、22年10月中旬の23年度の出講希望調査の取りまとめにおいて、X2組合員の欄には関屋キャンパスの月曜日1～3時限（3コマ分）を希望する旨の記載が見られ、22年12月14日までにはX2組合員が23年度コマ数の減少につき学園に対し不服を申し立てている事実は認められないものの、とはいえ、X2組合員が学園に対し、23年度コマ数の減少に同意するとの意思を示したと認め得るに足る証拠も見当たらない。

オ こうしたことに鑑みれば、学園は、両協定はさておき、22年12月14日の団交申入れに対し、早期に団交を開催し、団交の場において、組合の要求や主張を聞き、適切な説明、資料の提供などの対応をしなければならない状況にあったというべきであるが、学園の23年

1月31日付け通知書にも、団交の開催についての記載はなく、この時期に、学園が組合に対し、団交の開催について何らかの連絡を取ろうとしたことを認めるに足る証拠はない。さらに、23年2月1日、組合による再度の団交申入れが認められる。

カ 以上のことを総合すると、22年12月14日の団交申入れに対する学園の対応は、当該団交申入れに対し、早期に団交を開催し、組合と話し合おうとする姿勢を欠いたものであると言わざるを得ない。

(2) 次に、本件団交をめぐる視点から、検討する。

ア 前記第3の4(20)によれば、学園は、本件団交において、23年度のカリキュラム改正に基づき本件科目の金曜日の授業を廃止し、これを理由にX2組合員担当の23年度コマ数が減少したとして、根拠を示しながら一応の説明を行っていることが認められる。

イ しかしながら、23年度コマ数に関し、22年9月16日の教授会において本件科目の必要単位数を減らすことが承認され、これを受け、同日、Y2教授が、X2組合員を含む外国人の非常勤講師に対し、学園の方針変更をメールで送信していた経過からすると、学園は、23年度については、22年9月16日において本件科目の必要単位数が減少することが見込まれることとなっており、非常勤講師の総数が変わらなければ、組合員か非組合員かを問わず、各非常勤講師のうちのいずれかの担当コマ数が減少することが予測できる状況になっていたものと考えられる。

そして、組合は、22年12月14日の団交申入れを通じて、X2組合員担当の23年度コマ数の減少の事実確認を求めるとともに、これが事実であるとするれば、不服があるとして団交を申し入れたことが認められるが、当該団交の議題は、X2組合員担当の23年度コマ数の問題であることから、団交の開催時期が遅くなればなるほど、各授

業を担当する講師の割当について融通し得る幅が狭まってゆき、組合と学園の間における交渉の実効性が薄れていくことも明らかである。

ウ こうした状況の下、23年度当初の本件団交において、学園が、23年度のカリキュラム改正に基づき本件科目の金曜日の授業を廃止し、これを理由にX2組合員担当の23年度コマ数が減少したとする一応の説明を行っていること、組合が外国人講師担当のコマ数の増減を明らかにするよう求めたのに対し、各講師のコマ数の増減を具体的に回答していること、組合が退職した外国人講師の担当分のうち木曜日をX2組合員に割り当てることを求めたのに対し、学園の判断で新規採用を行った旨説明していることが認められる。

しかしながら、本件団交が結果的に23年度当初になって開催され、組合と学園の間における交渉の実効性が希薄になっていることからすれば、学園は、本件団交において、関谷キャンパスの状況やカリキュラムに関する運用の方針、カリキュラム改正後におけるX2組合員担当の23年度コマ数が決まるまでの過程、2名を新規採用した経緯などについて、適切な資料に基づいて具体的に十分説明すべきであったものであり、上記の説明のみをもってしては、学園の対応は、誠意をもって組合に説明しようとする姿勢を欠いたものであると言わざるを得ない。

(3) 上記(1)及び(2)の視点からみた評価を併せて考えると、22年9月16日の教授会において23年度の本件科目の必要単位数が承認され、非常勤講師の総数が変わらなければ、各非常勤講師のうちのいずれかの担当コマ数の減少が予測できる状況になっていたという当該年度の事情の下においては、学園が、組合からの平成22年12月14日の団交申入れに応じず、その後開催された本件団交において、X2組合員担当の23年度コマ数の減少について適切な資料に基づいて具体的に十分

説明しなかったことは、早期に団交を開催し、団交において誠意をもって組合に説明しようとする姿勢を欠いたものであると言わざるを得ないことから、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為に当たると考えられ、初審命令の判断は相当である。

2 争点②（学園が、X2組合員担当の23年度コマ数について、両協定に基づく組合との協議を経ずに減少させたことは、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか）について

争点①では、両協定はさておき、団交の面から検討したが、争点②では、両協定の履行の状況を含めて、支配介入の面から検討する。

当委員会は、学園が、X2組合員担当の23年度コマ数について、両協定に基づく組合との協議を経ずに減少させたことは、両協定に明らかに反したものとまでは言えず、このことをもって、必ずしも組合を無視し弱体化を企図していたとは認められないことから、労組法第7条第3号の支配介入には当たらないと判断する。その理由は、以下のとおりである。

(1) 20年度における学園及び組合の21年度のコマ数に係る対応をみると、20年11月、X2組合員担当の21年度のコマ数が20年度に比べ1コマ減って5コマになる予定との連絡メモがX2組合員のレターケースに入れられたこと（前記第3の3(6)）が認められるが、この知らせは17年協定に基づく通知としてではなく、X2組合員に対し、21年度のコマ数が変更される可能性を前もって知らせようとしたものと考えられる。

また、21年3月3日、組合は学園に対し、X2組合員担当の21年度のコマ数についての問い合わせをしており（前記第3の3(7)）、21年3月9日、学園は組合に対し、X2組合員担当の21年度のコマ数が5コマになることを通知したこと（前記第3の3(8)）が認められる。

(2) そして、組合は、学園が17年協定に基づく組合との協議を行うこと

なく、X2組合員担当の21年度のコマ数を減少させ、授業の時間帯を変更したことが不当労働行為に当たるとして、21年6月10日、大阪府労委に対し、不当労働行為の救済を申し立て、21年9月10日、大阪府労委の関与により和解によって当該事件は終結した。その際、学園と組合との間で21年協定が締結されている。

- (3) その後、22年度における学園及び組合の23年度コマ数に係る対応をみると、22年9月16日、Y2教授が、X2組合員を含む外国人の非常勤講師に対し、学園の方針が変更され、23年度は、英会話A/Bクラスは週1回、月曜日に開講されることになること等のメールを送信したこと（前記第3の4(4)）が認められるが、この知らせは21年協定に基づく通知としてではなく、X2組合員を含む外国人の非常勤講師に対し、23年度の開講日の変更を前もって知らせようとしたものと考えられる。

22年12月14日、組合は学園に対し、「質問及び団体交渉申入書」を送付しており（前記第3の4(7)）、23年1月31日、学園はX2組合員及び組合に対し、X2組合員担当の23年度コマ数が22年度に比べ2コマ減って3コマになる旨通知したこと（前記第3の4(9)）が認められる。

なお、結果として、X2組合員以外の非組合員であって、その担当コマ数が減少した外国人講師4名についてみると、減少したコマ数の合計は8コマであり（前記第3の4(20)ウ）、平均すると一人当たり2コマの減少となっており、これは、X2組合員担当の23年度コマ数の減少と同数である。

- (4) 21年協定を間に挟む上記(1)と(3)との学園の対応を比べてみると、X2組合員への開講日の変更等についての事前の知らせは、20年度では11月、22年度では9月と約2か月早くなっており、また、X2組

会員及び組合への両協定に基づく通知は、20年度では3月、22年度では1月と約1か月半早く通知されていることが認められ、21年協定後、組合との協議が前年度内にできるよう時間的な余裕についてある程度配慮されているものと考えられる。

- (5) 次に、両協定は、X2組合員担当のコマ数を減少せざるを得ない事情が生じたときには、学園はX2組合員に対し通知するとともに、組合に対しても速やかに通知し、X2組合員がコマ数の減少に異議がある場合には、学園は組合と協議を行うことを定めたものと解される。

本件では、23年1月31日、学園がX2組合員及び組合に対し、X2組合員担当の23年度コマ数が22年度に比べ2コマ減って3コマになる旨通知しているが、この通知の時期が、両協定に反しているか否かについて検討する。

この点、両協定の文言は前記第3の2(10)及び第3の3(11)のとおりであるところ、X2組合員担当のコマ数を減少せざるを得ない事情が「生じたとき」について、学園は、21年協定は、X2組合員個人の労働条件の変更に関する内容となっていることもあり、コマ数の減少がカリキュラム上、一応、確定した時点と解釈しているのに対し、組合は、状況が生まれたときと解釈しているように、両協定は、その細目を定めた覚書等がないこともあって、ある程度の解釈の幅が生じ得るものとなっている。

仮に、組合が主張するように、両協定に基づく通知の時期を労働条件の変更の状況が生まれたときと解釈したとしても、本件団交で明らかとなったように、X2組合員以外の外国人講師の中には、コマ数が減少した者のみならず、若干増加した者や増減がない者もいることを考慮すると、組合が主張する22年9月16日の時点においては、本件科目の必要単位数を減らすことが承認された後の事情いかんによっては、必ずし

もX2組合員担当の23年度コマ数が減少することになるとは限らず、労働条件の変更の状況が生じたとは認めることができないものである。

そしてまた、両協定の解釈や運用においては、大学におけるカリキュラムの編成や各授業を担当する講師へのコマ数の割当て、入学予定者数の見極めの困難さ、非常勤講師による他大学の授業時間帯との調整等の実情を斟酌することも必要である。

これらのことからすれば、学園の上記解釈は、両協定が締結された経緯やその趣旨に照らしても、一概に不合理とまでは認められず、学園のX2組合員及び組合への通知の時期が、両協定に明らかに反したものとまでは言えない。

(6) さらに、通知から組合との協議までの間についてみると、本件においては、22年度中に協議が行われていないが、協議を行う本件団交の開催が23年4月5日となった要因の一つとして、X2組合員が米国に一時帰国する予定があったため、組合が開催候補日をほぼ1か月半先の3月末(30日又は31日)を希望していた(前記第3の4(14)及び(15))という事情がみられ、こうした事情からすれば、学園が団交の開催を一時保留したということがあったとしても、通知から組合との協議までに2か月強を要したことは、学園のみの責に帰すべきものとは認められない。

(7) 以上のことを総合すると、学園が、X2組合員担当の23年度コマ数について、両協定に基づく組合との協議を経ずに減少させたこと、すなわち、学園が23年1月31日に通知し、その後、本件団交が結果的に23年4月5日に開催されたことは、学園の対応が、21年協定後、組合との協議が前年度内にできるよう時間的な余裕についてある程度配慮されていること、また、両協定に基づく通知の時期についての学園の解釈は一概に不合理とまでは認められないこと、通知から組合との協議

までに2か月強を要したことは学園のみの責に帰すべきものとは認められないことから、両協定に明らかに反したものとまでは言えず、このことをもって、必ずしも組合を無視し弱体化を企図していたとは認められない。

- (8) したがって、学園が、X2組合員担当の23年度コマ数について、両協定に基づく組合との協議を経ずに減少させたことは、労組法第7条第3号の支配介入には当たらず、初審命令の判断は誤りであり、その限りにおいて変更を免れない。

なお、両協定の実際の運用については、両協定が締結された後の学園及び組合の対応をみる限り、各年度ごとの事情に応じた流動的な取扱いが行われていたようにはうかがわれるが、今後、労使間で同様の紛争が生じないようにするため、両協定の運用をいかに統一の方向に導いてゆくのか、両協定の内容を具体化するためにどのように工夫してゆくのかについて、両当事者の真摯な努力に期待するものである。

### 3 結論

以上のとおり、本件再審査申立ては一部理由があるから、初審命令主文をこの限度で変更し、その余の再審査申立てを棄却する。

よって、労働組合法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成25年9月4日

中央労働委員会

第一部会長 諏訪 康雄 印